

論文提出情報記入用紙

※ 附属図書館へ寄贈する論文に貼付します。(裏面も読んでからご記入ください)

【附属図書館保存論文】

提出論文	学 士 論 文	
(フリガナ) 論文タイトル (副タイトルは不要)		
(フリガナ) 著者氏名	姓)	名)
所属(学部名)		学籍番号
共著の場合(フリガナ) 著者氏名	姓)	名)
所属(学部名)		学籍番号
(フリガナ) 指導教員名	姓)	名)
論文審査提出年月日 (年度ではない)	(西暦)	年 月 日
著作権許諾(該当するものを■にする)		
1. 論文の学外への公開を <input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 認めない		
2. 論文の複製(コピー等)を <input type="checkbox"/> 認める(全頁) <input type="checkbox"/> 認める(著作権法の範囲内) <input type="checkbox"/> 認めない		
上記のとおり利用を許諾します。		
著者氏名 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">必ず本人自筆で署名してください。 共著の場合は全員の署名が必要です</div> _____		

※提出論文は、附属図書館に寄贈後、図書館利用細則に基づき館内での利用に供されます。

※すべて記入の上、点線で切り取り論文の表紙内側に貼付けをお願いします。

※許諾内容の記入及び著者自筆の署名がない論文は、図書館で受入しません。

※この許諾欄は、論文提出日2013年1月1日から適用する。

【著作権許諾欄の説明】

附属図書館では、図書館に納められた学士(卒業)論文・修士論文・博士課程単位修得論文を、附属図書館利用細則第17条により、学内者への閲覧に供してきました。

また、所蔵資料は公開を原則とする図書館本来の機能および情報公開法等の趣旨から、著作者ご本人の意思確認及び許諾を得られた場合には、学外者への閲覧、並びに学内外利用者へのコピーサービスにも応じております。

しかし、卒業・修了後はご本人と連絡がつかないことが多いことから、あらかじめ許諾を得ておきたいと思います。ご理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

- | | |
|---|--|
| 1. 論文の学外への公開を | <input type="checkbox"/> 認める <input type="checkbox"/> 認めない |
| ・認める場合は、一般の図書と同様に <u>学外者へも利用提供する</u> 。 | |
| ・認めない場合は、附属図書館利用細則第17条に基づき、 <u>学内者のみに利用提供する</u> 。 | |
| 2. 論文の複製（コピー等）を | |
| <input type="checkbox"/> 認める（全頁） <input type="checkbox"/> 認める（著作権法の範囲内） <input type="checkbox"/> 認めない | |
| ・認める（全頁）場合は、 <u>上記1の利用者範囲で、著作権法第31条の範囲を越えてコピーサービスを行う</u> 。 | |
| ・認める（著作権法の範囲内）場合は、 <u>上記1の利用者範囲で、著作権法第31条で定められた範囲内でコピーサービスを行う</u> 。 | |
| ・認めない場合は、利用者の <u>コピー希望等には応じない</u> 。 | |

※なお、図書館に納められた論文は、上記1、2の許諾内容に拘わらず、論文書誌情報がオンライン目録（HERMES）に登録され学内で検索できるようになります（学外からは検索不可）。

【参考】

○附属図書館利用細則第17条

（学位論文等）

第17条 本学の職員及び学生以外の者は、未公表の本学の学士論文、修士論文、博士課程単位修得論文及び博士論文（以下、「学位論文等」という。）を利用できない。

2 未公表の本学の学位論文等の利用は、館内での閲覧に限るものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、著作権者又は館長の許諾がある場合は、利用を認めることができる。

○著作権法第31条

（図書館等における複製）

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあっては、その全部）の複製物を一人につき一部提供する場合

※図書館注）「著作物の一部分」とは概ね著作物の半分以下と解されています。